人事院規則１３―１―５（人事院規則１３―１（不利益処分についての審査請求）の一部を改正する人事院規則）の概要

１．改正の概要

人事関係業務のより一層の効率化を進める観点から、人事院規則１３―１（不利益処分についての審査請求）において押印を求めている審査請求書（第４条第１項及び第２項）、宣誓書（第５４条第２項）、記録書（第６８条第２項）、判定書（第７０条第２項）及び再審請求書（第７６条）について、押印を廃止する改正を行う。

２．公布日及び施行日

公布日：令和３年３月３１日

施行日：令和３年４月１日